

客引き行為等

防止条例

客引きを
しない・させない

禁止となる行為

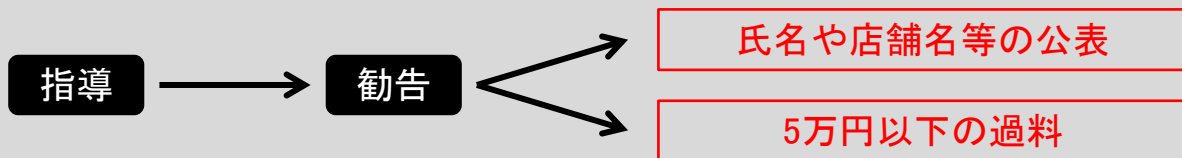


規制区域内(裏面参照)で下記の行為をすること

- 公共の場所において、不特定の者の中から相手方を特定して、営利を目的とする事業の客となるよう勧誘する行為 (客引き行為)
- 上記の行為をする目的で公共の場所でうろつき、又はとどまる行為 (客待ち行為)

行政指導・罰則(平成29年12月1日より)

規制区域内で禁止行為をした場合、以下の流れで行政指導・罰則を受けます。



禁止行為に該当しないもの

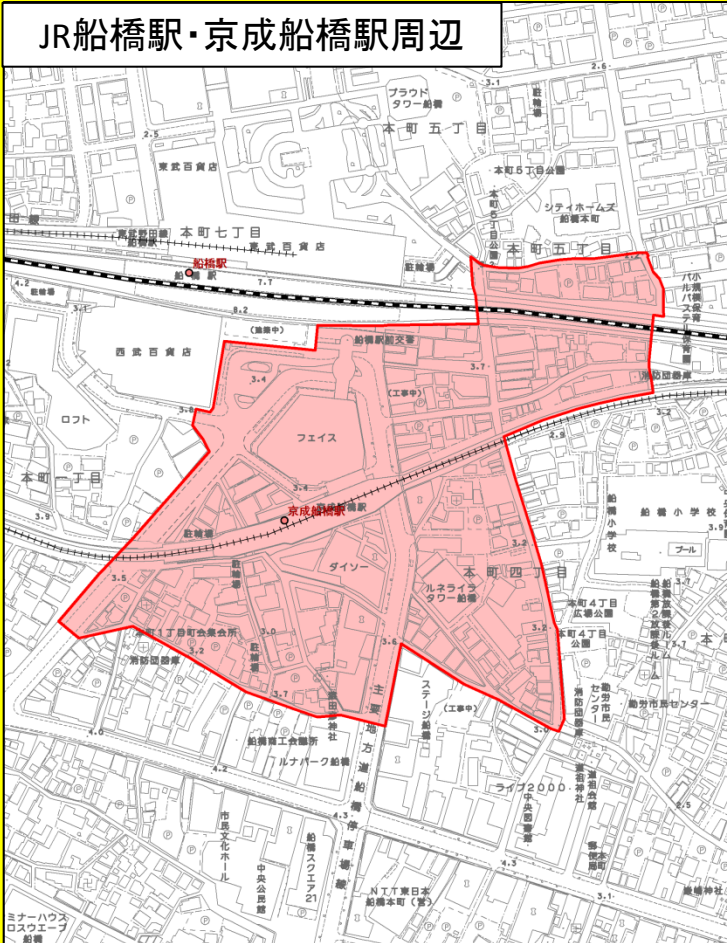
不特定多数の者への「呼び掛け」「ティッシュ・チラシ等の配布」は本条例では禁止されていません。

上記は、船橋市客引き行為等防止条例に関する説明です。客引き等の行為が、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」または、千葉県「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」に抵触する場合は、警察により検挙され、罰則が課せられます。

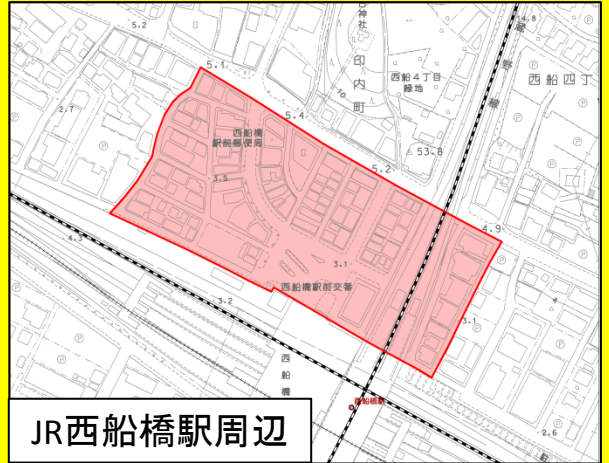
客引き行為等規制区域

JR船橋駅及び京成船橋駅・JR西船橋駅・JR津田沼駅の周辺に規制区域を設け、区域内での客引き行為等を禁止します。

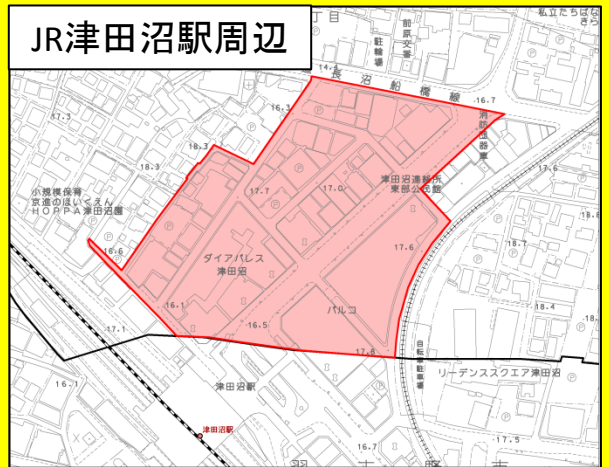
JR船橋駅・京成船橋駅周辺



JR西船橋駅周辺



JR津田沼駅周辺



誰もが安全で安心して暮らせる街へ

市民の方

客引きの勧誘についていけない

事業者の方

客引き行為等を従業員や委託業者等にさせない

船橋市 市民安全推進課(☎047-436-3110)